

一般社団法人宮崎県産業資源循環協会 入会規程

第1条 この規程は、定款第5条に定める入会資格を有する者が、第6条の規定により 入会する場合の手続き等について定める。

第2条 本会に入会を希望する事業者（若しくはその事業者で組織する団体）は、本会 所定の入会申込書に協会会員2名以上（支部長及び支部会員1名以上）による推薦状 と許可証の写しを添えて、会長に提出するものとする。

なお、入会手続きは、同時に支部入会手続きとみなし当該区域に於ける支部入会手 順に従うものとする。

第3条 前条の入会申込書は、事務局に常備し、入会希望者より提出された記載済みの 入会申込書も、事務局において厳重に保管するものとする。

第4条 会長は、入会申込書の提出を受けた場合は、理事会にこれを諮り速やかにその 諾否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

第5条 理事会は、提出された入会申込書に不備や虚偽の記載がない場合、または入会 を拒否する相当な理由がある場合を除いて、入会を拒否することはできない。

第6条 理事会において、入会の承諾を受けた申込者は、一ヶ月以内に入会金及び会費 月額分を一括前納し、別に定める誓約書を提出して入会手続きを完了したものとみな す。

第7条 前条による入会手続き完了後、県協会員及び推薦支部会員となる。

第8条 許可証に期限が付してある場合、客観的に見て許可の更新が困難であると推量 されるときは、許可の期限を限度として入会を認める場合がある。

第9条 定款第9条の規定により本会を除名された会員の再入会は、認めない。

第10条 この規程の変更又は定めのない事項については、理事会の議決を経て会長が 別に定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年9月5日から施行する。

附 則

1 入会の承認については、第4条の規定を遵守するが、緊急性を要する時には、三役の協議により、入会を承認することができる。

ただし、次回の役員会にその内容を報告するものとする。

2 この規程は、平成10年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。